

静岡県もりづくり県民税条例

平成17年12月26日

条例第88号

静岡県もりづくり県民税条例をここに公布する。

静岡県もりづくり県民税条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、すべての県民がその恵沢を享受している森林の有する県土の保全、水源のかん養その他の公益的機能を持続的に発揮させていくことの重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、荒廃した森林の再生に係る施策に取り組んでいく必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、静岡県税賦課徴収条例(昭和47年静岡県条例第8号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 県民税の均等割のうち、次条及び第3条の規定により加算した額に係るものを「もりづくり県民税」と称する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成18年度から平成25年度まで、令和6年度及び令和7年度の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円を加算した額とする。

2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例附則第8項の規定にかかわらず、同項の定める額に400円を加算した額とする。

(一部改正〔平成22年条例47号・24年44号・27年56号・令和2年62号〕)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における法第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第3条の規定にかかわらず、法第52条第1項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

(一部改正〔平成20年条例28号・22年34号・47号・27年56号・令和2年62号〕)

(使途)

第4条 知事は、もりづくり県民税に係る収納額に相当する額からもりづくり県民税の賦課徴収に要する費用の額を控除して得た額を、別に条例で定めるところにより、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に100円」とする。
- 3 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に400円」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第2条第4項の規定により読み替えて適用される地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第38条に定める額に200円」とする。

附 則(平成20年7月18日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条、第3条、次項及び附則第4項の規定 公布の日

附 則(平成22年8月6日条例第34号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月28日条例第47号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月20日条例第44号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第56号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日条例第62号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。